

八こ施第271-1号  
令和3年3月30日

八尾市障害児保育審議会  
委員 各位

八尾市障害児保育審議会事務局

### 八尾市障害児保育審議会開催について（ご案内）

春風の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育保育行政の推進について格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の八尾市障害児保育審議会につきましては、会議形式の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から書面にて行うこととしました。

つきましては、各委員の皆様におかれましては、議題についてご審議をいただき、別紙様式によりご提出いただきますようお願いいたします。なお、本審議会は、書面による審議及び回答をもって、審議会の開催に代えさせていただきますのでご了承ください。

#### 記

- 1 提出書類 意見提出票
- 2 提出先 八尾市こども若者部こども施設運営課
- 3 提出方法 FAX、郵送、メールのいずれか
- 4 提出期限 令和3年4月16日（金）

八尾市障害児保育審議会事務局  
担当 重尾  
(八尾市こども未来部こども施設課)  
※4月1日よりこども若者部こども施設  
運営課に名称が変わります  
〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1  
TEL 072-924-3840  
FAX 072-992-2420

# 令和2年度 八尾市障害児保育審議会（書面開催）

書面開催日程（意見照会期間）：令和3年3月31日（水）～4月16日（金）

## 次 第

### 議 事

#### 1. 進捗管理について

昨年度の審議会においては、提言書の各項目について実績を報告し合い、今後の提言実現に向け、項目ごとの方向性・課題について意見交換を行いました。そのご審議内容を、（資料4）提言推進状況管理表の「今後の方向性・課題（案）」に反映しております。

本案件では、この文案をご確認いただき、各委員から、追加や削除するなど修正すべき内容があれば、意見提出をお願いします。

#### 2. 実績について

今後は、案件1で確定した「今後の方向性・課題」に沿って、各項目に取り組んでいきます。本件においては、（資料4）の「実績・成果（令和元年度を中心に）」の欄に掲載すべき実績・成果について、各委員から報告をお願いします。

#### 3. その他（意見交換）

本案件においては、（資料5）・（資料6）もご参照いただき、案件1・2以外で、本市の「障害児保育」についてご意見がございましたら、提出をお願いします。

なお、（資料5）は定例の実施報告内容をご覧ください。また、（資料6）（仮称）こども総合支援センター基本構想においては、本審議会における「障害児保育」での審議内容も踏まえた基本構想となっております。

※いずれの案件につきましても、別紙「意見提出票」にご記載のうえ提出願います。

#### 【配布資料】

（資料1）会議の公開に関する指針

（資料2）八尾市障害児保育審議会委員名簿

（資料3）八尾市障害児保育審議会規則

（資料4）提言推進状況管理表

（資料5）令和元年度実施報告

（資料6）（仮称）八尾市こども総合支援センター基本構想

## 会議の公開に関する指針

### 1 目的

この指針は、市政に対する市民参加を促進するとともに、市政における透明性、公正性を向上させるため、審議会等の会議の公開に関する指針を定めることにより、市民等に対し審議会等における審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### 2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、市民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、教育委員会の事務について、調停、審議、審査又は調査・研究等を行うため、教育委員会に設置された審議会、協議会等（行政関係職員のみで構成されているものは除く。以下「審議会等」という。）の会議とする。

### 3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- 1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- 2) 当該会議において、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- 3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### 4 公開、非公開の決定

- 1) 審議会等の会議を公開するかどうかは、前項に規定する「審議会等の会議の公開の基準」に基づき、当該審議会等の会長等がその会議に諮って決定しなければならない。

- 2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前項に定める非公開理由のいずれに該当するか明らかにしなければならない。

## 5 公開の方法

- 1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- 3) 教育委員会は、別に定めるところにより、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。
- 4) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を閲覧に供しなければならない。
- 5) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

## 6 会議開催の周知

教育委員会は、公開される会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項を市政だより及びホームページに掲載して、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じたときは、この限りではない。

- 1) 開催日時
- 2) 場 所
- 3) 議 題
- 4) 傍聴者の定員
- 5) 傍聴手続き
- 6) 問い合わせ先

## 7 その他

- 1) 教育委員会は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容並びに公開・非公開の別等について、一般に知らせるよう努めるものとする。
- 2) 教育委員会は、新たに審議会等を設置した場合、当該審議会等の設置の目的及びその任務等について明らかにするよう努めるものとする。
- 3) この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (適用期日)

この指針は、平成10年 4月 1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

### 附 則

#### (適用期日)

この指針は、平成25年 8月 1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

## 八尾市障害児保育審議会委員名簿

(期間 令和2年4月1日～令和3年5月31日)

会 長	堀 智晴	元大阪市立大学教授
副会長	前田 まゆみ	キリン第二こども園長
委 員	安藤 忠	大阪府立大学名誉教授
委 員	鶴 宏史	武庫川女子大学准教授
委 員	玉田 育子	八尾市認定こども園等保健会会長
委 員	辻内 文子	障害福祉課長
委 員	田村 真澄	市立医療型児童発達支援センター所長補佐
委 員	工藤 弥春	健康推進課係長
委 員	大倉 全代	教育センター所長補佐
委 員	古賀 仁	子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター所長
委 員	野口 史真子	志紀おおぞらこども園長

改正 昭和57年 7 月 2 日規則第36号  
平成 4 年 4 月 1 日規則第 9 号  
平成21年 3 月23日規則第 9 号  
平成26年 3 月31日規則第13号

昭和61年 4 月 1 日規則第 7 号  
平成20年 3 月31日規則第39号  
平成25年 3 月30日規則第 4 号

## 八尾市障害児保育審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第 2 条の規定に基づき、八尾市障害児保育審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市における障害児の発達と福祉の増進を図るため、障害児保育に関する諸問題について調査、協議及び審議を行い、必要に応じて市長に建議し、関係機関に対し指導、助言する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害児（者）医療に従事する医師
- (3) 障害児福祉に関する事業に従事する者
- (4) 保育現場に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 条 削除

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 9 条 削除

第10条 削除

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、こども未来部こども施設課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 7 月 2 日規則第36号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年5月1日から適用する。

2 この規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づいて昭和57年5月1日以後の分として支給された報酬は、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づく報酬の内払とみなす。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



## ■提言推進状況管理表

## ※令和元年度ご審議内容を反映して文案としていきます

提言実現の方向性		今後の方向性・課題等(案)	実績・成果(平成30年度を中心に)	実績・成果(令和元年度を中心に)
1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げる	① 共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げる	・インクルーシブ保育の理念に基づいた保育実践をつついでいくため、今後も引き続き提言書の周知を行い、より深く内容の共通理解を広げていく	・平成30年5月に市長へ提言書手交・市議会提出、市のHPにも掲載し、広く理念を共有 ・実務者への理念共有(公民の就学前施設に配布) ・講演「インクルーシブ保育の基礎と事例」開催	
2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり	② インクルーシブ(育ちあう)保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法を創り上げることをめざす	・障がい児保育審議会が、外部の専門性と公民現場実践者による審議の場として検証・提案 ・市全体としての検証・推進体制を敷き、具体化を図りながらPDCAサイクルにより検証を加える会議体を設置 ・実践により創り上げていく理念と方法論であることから、その内容は常に更新・進化を図るべく、公民協働で研究・検討を続ける場を設けて共有普及	・令和元年度に公立で検討・推進・検証体制開始 1) 公立認定こども園に特別支援コーディネーターの役割を担う主幹保育教諭を配置 2) 教育センターが公立認定こども園「支援ゼミ」において専門家による障害児巡回指導への参加や、障害児保育に関する学習・交流などを実施 3) 保育サポート加配保育者に対し、障がい理解や集団の中で育てための係り方等の研修実施	
3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり	③ コーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高める	・公立での実践を踏まえ、コーディネーターの役割やノウハウ・資格等の検討を進め、全ての就学前施設で共有していくことが今後の課題 ・私立園でのコーディネーター導入は今後の協議事項(当面は保育サポートのリーダー保育士が研修受講・伝達の役割を担っていた)と(キャリア・アアップ研修の活用等も検討)	・公立認定こども園でコーディネーター制を導入 特別支援ゼミ・各園支援員担当者会議を開催 ・私立保育園連盟と市の連絡会で、市からコーディネーター一設置を打診(まずは課題整理から)	
	④ 障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する	・本市の「切れ目のない支援」は、ライフステージ毎に主たる関係機関がパトナツチ方式で担っているが、重層的な相談・支援を進めるには、個人情報保護の観点を踏まえつつ、関係機関の情報共有・連携が課題 ・保育施設入園後の市関係機関のフォローや、入園後の支援計画の作成等を相談する先を分かり易くという保育施設の声への対応が課題(保育と療育・家庭での過ごし方が、しっかり連動する支援計画・指導計画) ・学校教育への接続における連携強化が課題 ・市の関係機関の多様な専門職連携による後方支援強化が課題 ・重度障がい児(医的ケア)等の保育サポート利用意向への対応に、協議・検討が必要	・医療型児童発達支援センター 保育所等訪問支援事業(保育教諭・OT・STによる)施設等訪問支援(保育教諭・PT・OT・STによる)個別支援「外来保育」 関係機関研修(初任研修・園研修・療育見学) ・保健センター 乳幼児健診(受診率90%台、把握率100%) ・子育て総合支援ネットワークセンター 発達検査を含め、個別の対応や親子教室を実施 保護者の相談対応・適切な機関へのつなぎ ・児童発達支援事業所(放課後等デイサービス)対象施設、利用者が増加	
	⑤ 個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る	・子どもを中心に置く「切れ目のない支援」を行うため、相互連携の仕組みを、総合的に発展・強化 1) 市の関係機関による個別支援の強化として、保護者が児童にふさわしいサービスを組み合わせて利用できるよう、ケアマネジメント機能を発揮 2) 仕組み運用面でのコーディネーター部門を検討 3) 受け入れ施設の「個別支援計画」作成支援として、市の関係機関による後方支援・研修等を実施	・就学前児童の教育・保育・療育ニーズを踏まえ「切れ目のない支援」の年間の流れを整理 公立認定こども園(教育・保育)保育サポートの受付を一元化し、受付時期も同時とする年間スケジュールで関係所属・機関と共有 児童発達支援センター入園調整時期も調整	

<p>4. 保護者にとつてわかりやすい明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり</p>	<p>⑥ 各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する</p> <p>⑦ 障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援を取り組む</p>	<p>・「調整会議」の位置づけは検討事項          保育サポーターの認定・審査、利用調整に際する関係機関調整の場としての実践を検証し、実施手法の見直しや、体制強化する必要性について検討</p> <p>今後の方向性・課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の保育標準時間を求めるニーズを踏まえたうえで、あくまで子どもを中心に置いたサービス利用ができるよう支援することを大前提に、あるべき保育サポーター（障がい児保育）提供時間を整理</li> <li>障がい児へのケアマネジメントの普及</li> <li>認定子ども園等での「個別の教育及び保育支援計画」策定取り組みの強化及び関係機関の支援</li> <li>保護者支援（ペアレントプログラム等）の導入検討</li> </ul>	<p>・平成30・31年度の保育サポーター申請受付と「調整会議」の実施状況          在園を除く新規申請児を「調整会議」で検討し、加配対象児を判定（入所児童数は横ばい傾向）</p> <p>実績・成果（令和元年度を中心に）</p>
<p>5. インクルーシブ（育ちあう）保育実践を創り出すことができる仕組みづくり</p>	<p>⑧ 障がい児保育の加配段階等を認定審査の際の、サービス決定基準を明確化する</p> <p>⑨ 審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育サポーターの加配基準を、実践を重ねながら適正化</li> <li>医的ケア児等を入所決定できる基準を検討</li> </ul> <p>認定・審査、利用調整、サービス案内過程を検証し、寄り添い型で保護者の選択を支援できる窓口対応としていく</p> <p>障がい児受け入れ施設に対し、利用調整後の情報伝達の仕方について、市関係機関からより丁寧な手法がとれないか、保育施設入所後のアフターフォローに繋げるような充実を図れないか検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に保育サポーター加配の基準を作成              新版K式発達検査による発達指数(DQ)で一次判定し、概取調査での生活状況・発達状況・行動面課題も考慮して加配判断する。              (「1:1」「1:2」「コーディネーター対応」)</li> <li>当面、「1:1」「1:2」加配判断で運用</li> <li>「切れ目のない支援」の趣旨で受付前段階から、関係所属・機関とともに教育・保育・療育分野における選択肢を情報提供し、適切なサービスにつながるよう案内</li> <li>平成30年度に加配対象外、もしくは利用調整の結果不承諾となった児童についても、なんらかのサービス提供へのつなぎを表現</li> </ul>
<p>6. インクルーシブ（育ちあう）保育実践を創り出すことができる仕組みづくり</p>	<p>⑩ 障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意識を共有する</p> <p>⑪ ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設で、インクルーシブ保育を推進していくためのリーダーの育成や体制づくり</li> </ul> <p>今後、私立と合同での取り組みにまで広げていく方向で、市内の身近な場で参加できる研修制度を体系的に創り上げる</p> <p>インクルーシブ保育の手法論（5つの手立）について、公民ともに受講できる研修を実施</p> <p>公立認定子ども園を中心に周辺近隣園との交流や実践的な研修活動を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の仕組みを活かすため公立「特別支援ゼミ」活動として全体会開催や施設見学を実施</li> <li>コーディネーターの質を向上するため研修開催し、ゼミ構成者以外や私立園にも参加呼び掛け</li> <li>公民各園で保育サポーター支援対象児への係り方についてスキルアップを図るべく専門家による巡回指導を実施</li> <li>課題別研修や特別支援研修など、年間15本程度の研修プログラムを実施</li> <li>保育の質の向上を図り、様々な子ども達に対する支援を学ぶ場として、公立子ども園にて園内研究会を実施</li> </ul>

令和2年度八尾市障害児保育審議会関係資料

令和元年度～ 実施報告

1. 乳幼児健康診査等実施状況
2. 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」児童家庭相談の状況
3. 市立医療型児童発達支援センターにおける療育等の状況
4. 八尾しょうとく園の状況
5. 私立認定こども園等障がい児保育実施状況
6. 市立こども園・保育所障がい児保育実施状況
7. 障がい児保育施設入所状況
8. 教育センターにおける相談の状況
9. 障がい児保育実施状況

乳幼児健康診査実施状況（令和元年度）

対象児	受診児	受診率	最終把握率
4か月児健康診査	1765	1730	98.0%
1歳6か月児健康診査	1825	1770	97.0%
3歳6か月児健康診査	1879	1737	92.4%

4か月児健康診査 要フォロー児の内訳  
※結果が「要経過」「要精検」「要治療」

実：353人（フォロー率：20.4%）

方針	延べ人数
経過観察健診	53
電話	71
訪問	8
保健師フォロー	27
乳児相談	17
保健所フォロー	1
他機関紹介（みらい家庭児童相談）	1
他機関紹介（その他の他機関）	1
他機関フォロー中（みらい（その他））	1
精検	32
乳児後期健康診査チェック	3
元氣っ子ひろば	61
あなたのまちの健康相談	76
既医療	37
延べ件数	389

1歳6か月児健康診査 要フォロー児の内訳  
※結果が「要経過」「要精検」「要治療」

実：427人（フォロー率：24.1%）

方針	延べ人数
経過観察健診	11
発達相談	45
電話	188
訪問	12
面接	1
保健師フォロー	42
びよんびよん教室	87
スプーン教室	1
他機関紹介（みらい家庭児童相談）	2
他機関紹介（みらい（その他））	1
他機関フォロー中（いちよう外来保育）	1
他機関フォロー中（いちよう入園）	1
他機関フォロー中（子ども家庭センター）	1
他機関フォロー中（みらい（その他））	3
他機関フォロー中（その他の他機関）	1
精検	17
3歳6か月児健診チェック	2
あなたのまちの健康相談	8
わくわく教室	5
既医療	32
その他	1
延べ件数	462

3歳6か月児健康診査 要フォロー児の内訳  
※結果が「要経過」「要精検」「要治療」

実：198人（フォロー率：11.4%）

方針	延べ人数
経過観察健診	5
発達相談	24
電話	62
訪問	2
保健師フォロー	28
他機関紹介（みらい（教室））	1
他機関フォロー中（みらい（教室））	2
他機関フォロー中（みらい（家庭児童相談））	5
他機関フォロー中（みらい（その他））	8
精検	37
あなたのまちの健康相談	1
わくわく教室	1
既医療	44
延べ件数	220

母子保健事業実績(健診とフオロ一教室)

事業名	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
4か月児健康診査	開催数	46回	45回	45回	42回
	対象数	2,008人	2,030人	1,937人	1,885人
	受診数	1,965人	2,010人	1,907人	1,835人
	受診率	97.9%	99.0%	98.5%	97.3%
	フオロ一率	20.9%	24.3%	25.5%	18.4%
1歳6か月児健康診査	開催数	36回	36回	36回	33回
	対象数	2,068人	2,038人	2,028人	1,825人
	受診数	1,986人	1,990人	1,954人	1,770人
	受診率	96.0%	97.6%	96.4%	97.0%
	フオロ一率	23.6%	20.8%	26.5%	24.1%
3歳6か月児健康診査	開催数	24回	24回	24回	22回
	対象数	2,142人	2,210人	2,067人	1,879人
	受診数	1,985人	2,059人	1,940人	1,737人
	受診率	92.7%	93.2%	93.9%	92.4%
	フオロ一率	15.2%	13.4%	15.7%	11.4%
乳幼児精密健康診査(医療機関委託)	受診数	160人(視聴覚含む)	103人(視聴覚含む)	178人(視聴覚含む)	145人(視聴覚含む)
	受診数	1,801人 異常なし 1,636人 異常および異常の疑い 165人	1,748人 異常なし 1,566人 異常および異常の疑い 182人	1,801人 異常なし 1,609人 異常および異常の疑い 192人	1,669人 異常なし 1,505人 異常および異常の疑い 164人
乳児後期一般健康診査(医療機関委託)	受診数	1,720人 異常なし 1,562人 異常および異常の疑い 158人	1,766人 異常なし 1,575人 異常および異常の疑い 191人	1,730人 異常なし 1,535人 異常および異常の疑い 195人	1,801人 異常なし 1,569人 異常および異常の疑い 232人
	受診数	385人(12回) 306人(35人)	401人(12回) 332人(57人)	450人(12回) 386人(66人)	368人(12回) 307人(40人)
経過観察健診(身体)(再掲・未熟児)	予約数	520人	519人	540人	500人
	受診数	560人(36回+個別)	495人(36回+個別)	514人(36回+個別)	523人(36回+個別)
1歳6か月児健診フオロ一教室(びよんぴよん教室)	参加実人数	127人	121人	127人	107人
	参加延人数	604人(48回・6回×8グループ) 対象:要経過観察児	559人(48回・6回×8グループ) 対象:要経過観察児	576人(48回・6回×8グループ) 対象:要経過観察児	486人(48回・6回×8グループ) 対象:要経過観察児

出生数

2,084人

1,979人

1,895人

1,966人

# 八尾市母子保健事業体系図

## 母子保健指導

不妊不育相談  
 母子健康手帳交付  
 マタニティマーク普及啓発  
 両親教室  
 助産師サロン  
 妊婦歯科教室  
 産後ケア事業(H30年～)  
 こんにちは赤ちゃん事業  
 えほんデビュー事業  
 離乳食講習会  
 一般栄養相談  
 電話相談

家庭訪問  
 ・ハイリスク妊産婦  
 ・新生児  
 ・未熟児  
 ・乳幼児  
 ・長期療養児※  
 ・身体障害児※  
 ・虐待待児  
 ・育児不安等

障がい児(者)  
 歯科予防教育  
 [予防接種]

## 一次健診

妊婦健康診査(16回)  
 (医療機関委託)  
 (※多胎の場合は、追加5回)  
 産婦健康診査(2回)  
 (医療機関委託)(H30年～)  
 乳児一般健康診査  
 (医療機関委託)  
 4か月児健康診査  
 乳児後期健康診査  
 (医療機関委託)

1歳6か月児健康診査  
 (歯科健康診査を含む)  
 3歳6か月児健康診査  
 (歯科健康診査を含む)

## 二次健診

乳児ぜん息アレルギー健診  
 総合療育相談※  
 経過観察健診  
 (身体・視聴覚・発達)  
 他医療機関紹介  
 (乳幼児精検票発行)

3歳6か月児視聴覚健康診査  
 総合療育相談※

## 連絡調整機能

児童虐待発生予防対策事業  
 (H17年～)  
 ▽要保護児童対策地域協議会  
 ▽子育てコーディネート連絡調整会議  
 ▽障がい児保育協議会  
 ▽家庭支援推進保育所事業  
 ▽虐待、困難事例検討会議

【フォロー教室】  
 ◇幼児栄養教室(スプーン教室)  
 ◇幼児歯科教室  
 ◇1歳6か月児健康診査後フォロー教室  
 ◇気管支・ぜん息機能訓練事業

## その他の事業

乳幼児医療費公費負担制度  
 児童扶養手当  
 ひとり親家庭日常生活支援事業  
 ひとり親家庭医療費公費負担制度  
 母子家庭自立支援事業  
 (自立支援教育訓練給付金)  
 (高等技能訓練促進費)  
 特別児童扶養手当  
 障害児福祉手当  
 重度障がい者(児)医療費公費負担制度  
 重度障がい者介護手当  
 未熟児養育医療助成制度  
 小児慢性特定疾患医療助成制度※  
 育成医療助成制度  
 結核児童の療育医療助成制度※  
 特定不妊治療費助成事業※

## 他機関フォロー(教室・療育等)

八尾市立医療型児童発達支援センター  
 (いちよう) 外来保育  
 福祉型児童発達支援センター  
 (しようとく)  
 保育課 わくわく教室  
 ネットワークセンターみらい おやこ教室  
 家庭児童相談室  
 マザーグループ(ラッコくらぶ)  
 保育所・幼稚園(保育サポート卒)  
 教育サポートセンター

## 子育て支援サービス

つどいの広場  
 はとぼぼ  
 ショートステイ  
 トワイライトステイ  
 病児・病後児保育  
 一時預かり(一時保育)  
 休日保育  
 ママ・サポート  
 地域交流・園庭開放  
 地域子育て支援センター  
 やおファミリーサポートセンター  
 放課後児童室  
 子育てパートナー派遣

令和2年4月現在

※は保健所で実施

# 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」

## 令和元年度 児童家庭相談の状況

### <相談傾向>

- ・ 児童虐待相談の増加に伴い、相談件数は全体的に増加傾向にある。児童虐待相談では、継続した支援や対応が必要なケースも多く、児童の発達課題や保護者の疾病等に起因するものも見られた。
- ・ 障がい相談の内容としては、軽度発達障がいやそのグレーゾーンであると判断され他機関より紹介されるケースや、児童の抱える課題が顕著になった保護者からの相談申し込みによるケースが多かった。また、こども園等での活動に適應しにくい児童について、こども園等が保護者に「みらい」を紹介し、相談に至るケースも見られた。

### <保育サポートとの関係>

- ・ 令和元年度に、児童家庭相談から保育サポートにつながったのは18件、保育サポート対象児（在園児）の相談は15件であった。児童家庭相談から相談者は、ほとんどが継続して来所しているが、面接の頻度はケースにより異なる。保育サポートのための発達相談会への来所数は82件であった。
- ・ 来所ケースについては、母親の話をききながら、子どもへの対応の仕方を具体的に助言し、必要に応じて保育所（園）へ訪問し子どもの集団での様子を見るなど、担任との連携を図り、支援を行っている。
- ・ 就学前には教育センターの就学前相談を紹介し、スムーズに入学できるように支援している。

### <相談件数（実数）の推移>

年度	養護相談		保健 相談	障がい相談					
	児童虐待 相談	その他の 相談		肢体 不自由 相談	視聴覚 障がい 相談	言語発達 障がい等 相談	重症心身 障がい 相談	知的 障がい 相談	発達 障がい 相談
H29	649	84	7	0	1	133	1	6	69
H30	672	81	3	0	0	100	0	6	74
R1	766	96	10	0	0	73	0	7	81

年度	非行相談		育成相談				その他の 相談	計
	ぐ犯行為 等相談	触法行為 等相談	性格行動 相談	不登校 相談	適性 相談	育児・ しつけ 相談		
H29	0	0	22	5	1	104	6	1088
H30	1	0	30	9	0	97	8	1081
R1	0	0	33	10	1	89	19	1185

## ◆令和元年度親子教室参加者の令和2年4月の進路等

(人)

令和2年4月の進路等	令和元年度参加教室※		計
	2歳前後児 親子同室型 (ぱんだ教室)	2・3歳児 親子分離型 (ポップクラブ)	
親子教室継続	4		4
公立認定こども園・保育所			0
(保育)		1	1
(教育)		4	4
(サポート保育)			0
法人立保育所(園)・認定こども園			0
(保育)	1	1	2
(教育)		14	14
(サポート保育)		4	4
公立幼稚園			0
プレ幼稚園等	2		2
しょうとく園		1	1
児童発達支援	2	1	
終了	1	1	2
その他	2	1	3
計	12	28	40

・「終了」は、フォロー不要になり年度途中で終了したもの

・「その他」は転居、中断等

・H31年度実績から、「法人立幼稚園」を「法人立認定こども園・保育所」に統合

・H31年度実績から、内訳を教室別(ぱんだ・ポップ)ではなく学年別に変更。ぱんだ教室の2歳児利用が増加傾向にあるため

## ◆親子教室参加者の他施設との交流事業

(人)

保育所交流

	春	冬	計
荘内保育所	2	5	7
志紀おおぞらこども園	6	7	13
計	8	12	20

※保育所では保育の様子を見るだけでなく、保育体験もさせていただいている。また、保護者からの質問にも答えていただき、今後の進路決定に大変参考になっている。

※例年、しょうとく園及びこぐま組の見学会を行っていたが、平成31年度よりしょうとく園の定員増に伴うこぐま組の廃止もあり、個別見学に変更している。



# 令和元年度 市立医療型児童発達支援センターにおける療育等の状況

## 1. 契約児の療育

### (1) 契約状況

(令和元年度在籍児)

※途中退園児を含む

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
7	5	12	1	2	7	34

(医療的ケア児)

気管切開	鼻腔栄養	胃ろう	酸素吸入	人工呼吸器	人数(重複あり)
3	3	2	5	3	7

### (2) 療育内容

① 総合療育計画の作成

② 医師による診察

小児神経科(週4回※<sup>1</sup>)、整形外科(週1回)、小児科(月1回※<sup>2</sup>)  
精神科(年6回) 歯科(年2回)、耳鼻科(年1回)、眼科(年1回)

※<sup>1</sup> R1.8初旬まで ※<sup>2</sup> R1.10~計49回

③ 保育、訓練(理学療法、作業療法、言語摂食療法)、看護(健康管理等)を以て保護者に対して療育指導及び相談など行う。

④ 外部専門職による指導

発達相談(年間21回)、歯科衛生指導(年8回)

### (3) 卒退園児進路状況

府立東大阪支援学校	1名	府立藤井寺支援学校	4名
大阪教育大付属支援学校	1名	公立こども園	2名
私立保育所	2名	公立保育所(柏原市)	1名
八尾しょうとく園	3名		
死亡	2名	計	16名

## 2. 外来児の療育(外来の対象児は ・入園を前提にした子ども ・卒退園児で継続して療育や経過観察を要する子ども ・諸機関から紹介または相談のあった子ども等)

### (1) 保育外来

気づきの段階や育てにくさのある子どもの生活や遊びを豊かにすることで、保護者の子育て支援・指導を目的としています。原則として親子同室です。

① 人数と回数 総人数 58人(個別 48人 グループ保育 10人)

実施回数 683回(個別 584回 グループ保育99回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数	91	76	62	67	58
実施回数	878	851	511	676	683

② 紹介機関

保健所	保健センター	みらい	医療関係 他	退園児	合計
0	45	1	11	1	58

③ 外来理由

訓練対象児 発達の遅れ	全般的な 発達の遅れ	対人・情緒	育児不安	言葉の問題	小集団の経験	退園児の フォロー
7	10	33	1	5	1	1

④ 進路先

入園	しょうとく 園	児童発達 支援事業所	小学校	幼稚園	保育所等	在宅・転居	継続
1	6	4	3	5	10	7	22

(2) 訓練外来

在宅の乳幼児、こども園、幼稚園、学校へ通園・通学する児童に対して外来によるリハビリテーション（理学療法、作業療法、言語摂食療法）を行っている

① 人数と回数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計(回)	1266	1412	1470	1603	2047
0～2歳児(人)	43	16	28	15	38
3～5歳児(人)	18	21	26	27	42
就学以降児(人)	50	40	46	43	56
合計(人)	111	77	100	85	136

② 所属

在宅	保育所 こども園	幼稚園	しょう とく園	小学校	支援 小学部	中学校	支援 中学部	高校	支援 高等部	計
27	34	9	9	23	16	4	12	1	1	136

3. 相談支援

《子どもの発達等に関する保護者からの相談、施設職員への支援》

(1) 保育に関する相談支援

相談者数	68	人	延べ回数	79	回
施設訪問者数	55	人	延べ回数	25	回
引き継ぎ	9	人	延べ回数	8	回
合計	53	人	延べ回数	112	回

(2) 訓練に関する相談支援

相談者数	85	人	延べ回数	220	回
居宅訪問者数	11	人	延べ回数	21	回
施設訪問者数	3	人	延べ回数	3	回
合計	99	人	延べ回数	244	回

#### 4. 関係機関への職員派遣及び相談業務

##### (1) 八尾保健所事業への派遣

- ・ 総合療育相談 年 6 回 (理学療法士・保育士)

##### (2) 保健センター 母子保健事業への派遣

- ・ 経過観察健康診査 (二次健診) 月 2 回 (保育士)  
月 1 回 (理学療法士・作業療法士)

##### (3) 相談業務など

- ・ 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校への訪問による相談支援 (理学療法士、作業療法士、保育士)
- ・ 卒退園児のフォロー (施設職員との引き継ぎ等)

##### (4) 住宅改造事業への派遣 (理学療法士・作業療法士)

- ・ 現場調査及び会議

##### (5) 補装具交付判定の為の相談 (理学療法士)

#### 5. 保育所等との連携及び交流

- (1) 保育所交流 (月 2 回程度) 毎年 2 ヶ所の公立保育所と交流を実施 (安中・末広保育所)
- (2) 市立医療型児童発達支援センターを退園した児童の進路相談
- (3) 保育所等在籍児の外来 (訓練・保育) 受け入れ
- (4) 研修 (保育所等職員対象)

#### 6. 保育所等訪問支援事業

発達に弱さがあっても同年齢の集団の中で一緒に生活し、同じ経験をして成長してほしい、また保育所等訪問支援を受けることで安心して保育所等の利用ができるという保護者の思いを支え、施設職員が抱える支援方法への悩みに寄り添い、共に目標をたてたりアドバイスを伝えたりする

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人数	6	6	4	8	13
実施回数	66	93	52	55	69

#### 7. 指定障がい児相談支援事業 (計画相談)

令和元年度末から開始。現状は新規の通所支援の契約児を対象にしている

#### 8. 今後の課題

八尾市の障がい児支援の拠点としての役割をはたすために

- ・ 専門職 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等) の活用
- ・ 作業療法士、言語聴覚士の複数配置
- ・ 専門職 (心理士) の配置と活用
- ・ 診療所機能の充実
- ・ 居宅訪問型児童発達支援の実施
- ・ こども園・幼稚園の発達が気になる子どもとその家族支援 (SST・ペアレントトレーニング) の実施
- ・ 職員の人材育成 (専門領域に関する知識や資質の向上)

## 八尾しょうとく園の状況

令和元年度実績

	福祉型児童発達支援センター	
	定員	在籍(契約)者数
4月	68	62
5月	68	62
6月	68	62
7月	68	63
8月	68	68
9月	68	68
10月	68	68
11月	68	67
12月	68	68
1月	68	68
2月	68	68
3月	68	68
	延べ人数	792

※児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、福祉型児童発達支援センターとして障がい福祉サービスを提供し、療育指導等を行っている。

令和2年3月時点

<クラス編成>	<児童数>
2～3歳児(すみれ組)	13人
2～3歳児(さくら組)	14人
3～4歳児(ふじ組)	13人
4歳児(きく組)	13人
5歳児(ひまわり組)	15人

※令和元年度より定員を68人に拡充したことに伴い、5クラスでの編成となっている。

※児童発達支援「こぐま組」は、市内の民間児童発達審事業所の増加とセンター本体の利用ニーズの高まりにより、令和元年度からセンターに統合した。

令和元年度 私立認定こども園等障がい児保育実施状況

<p>1. 障がい児巡回指導 (専門講師による保育指導)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 加配保育士が配置されている障がい児</li> <li>・講師及び巡回指導回数・・・年間各1回</li> </ul> <p style="text-align: center;">大阪府立大学名誉教授 安藤 忠 氏          桃山学院大学教授 安原 佳子 氏          武庫川女子大学准教授 鶴 宏史 氏          神戸常磐大学講師 松尾 寛子 氏</p>
<p>2. 障がい児保育研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成31年特別支援教育研修              “知的障害のある子どもの理解及び指導の実際”              講師 吉村 勇司氏 真田 希氏</li> <li>② 八尾市キャリアアップ研修会              「障碍児保育」              講師 関西学院聖和短期大学 保育科              准教授 立花 直樹氏</li> </ul>
<p>3. 障がい児保育の実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任とサポート保育教諭、また他の保育教諭との連携を強化し、サポート児を含めたクラス運営を行っている。</li> <li>・年間・月間カリキュラムをもとに、「個別計画」を立案し、個々の目標に沿う支援に努める。</li> <li>・個別対応の中で、必要に応じて関係機関や専門機関と連携をとり、児童デイ等訪問に来てもらい助言を受け保育に生かす。</li> <li>・就学前には教育サポートセンターと関りを進め、小学校入学に向けてスムーズに学校と連携できた。</li> </ul>
<p>4. 他機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園児についての相談等              ……医療型児童発達支援センター「いちよう」、子育て支援ネットワークセンター「みらい」、教育サポートセンター</li> <li>・在園児の支援・・・JSS水夢 株式会社ジェイエスエス              (児童発達支援)              児童デイサービス あうる              (児童発達支援義業所)</li> </ul>

<p>5. 在宅家庭支援 (親支援について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育園・こども園の地域交流での親子支援 一時保育・保育園体験・園庭開放・子育て相談等で発達に課題を持った子どもと保護者に対する支援や援助を行い、必要であれば関係機関を紹介する。</li> </ul>
<p>6. 保育現場における問題点及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス運営では、担任と支援児担当保育士が連携し、子どもが過ごしやすい環境を整えるために、コミュニケーション能力やスキルを高める必要がある。</li> <li>・サポート児だけでなく、配慮のいる子どもの支援と保護者対応が難しく、特に就学前児を教育サポートセンターに繋げる為の保護者へのアプローチが難しい。できれば、保護者対応時に専門機関の連携があると助かる。。</li> <li>・保護者の就労を保証する為には、保育時間の延長に対応する為に、保育体制の確保をはじめ様々な状況に対応できるように配慮する必要がある。</li> </ul>

令和元年度 市立こども園・保育所 障がい児保育実施状況

<p>1. 障がい児保育の 実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回指導の実施 大阪府立大学名誉教授 安藤 忠 氏 (2回) 大阪府立生野聴覚支援学校 河内 清美 氏 (5回)</li> <li>・気管切開等で日常的に医療器具を使用して保育をうける医療的ケアの必要な子どもについて、各園の看護師による対応を行っている。</li> <li>・研修や、各園での支援者担当者会議を通して、担任と加配保育者の連携を工夫し、支援を必要とする子どもたちを含めたクラス運営を目指している。</li> <li>・「個別の年間指導計画」「個別支援計画」を作成し、職員間で情報を共有し園全体で支援する体制づくりに努めている。</li> <li>・一人一人に適切な支援を行えるよう、必要に応じて関係機関や専門機関と連絡をとっている。必要な時は職員も保護者とともに助言を受ける等している。</li> </ul>
<p>2. 他機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流 …みらい「ぽっぽクラブ」親子との交流 (年間4回 荘内保育所・志紀おおぞらこども園 各園2回) …医療型児童発達支援センター「いちよう」 2歳児～5歳児 親子との交流 (毎月1～2回 末広保育所)</li> <li>・在園児についての相談等 …子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、医療型児童発達支援センター「いちよう」、教育サポートセンター</li> </ul>
<p>3. 在宅子育て家庭への 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園の地域交流での親子支援 遊びの中で、障がい児や発達に課題を持った子どもと保護者に対し支援や相談援助を行い、他の子育て支援メニュー紹介等を通して見守っていく。</li> </ul>
<p>4. 保育現場における 問題点及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が社会とのつながり(就労など)を望まれることが多く、それを保障する為には、保育体制の確保をはじめ、様々な状況に対応できるように準備しておく必要がある。</li> <li>・リーダーと加配保育者のそれぞれが、担当支援児の障がいについての知識や専門性を高め、共通認識をもって取り組む必要がある。</li> <li>・インクルーシブ保育について、研修等で学び共通認識をもてるようにするとともに、クラス運営についても検討していく。</li> </ul>

## 令和2年度 障がい児(保育サポート枠)の保育施設入所状況

(令和2年4月1日現在)

〈新規分〉

※( )内の数値は、令和元年度分

	申込数	入所数	その他の施設入所数等
公立	122(105)	23 (21)	26
私立		72(56)	
合計	122(105)	95(77)	26

〈年度別入所数(入所児童数は、3歳以上の保育施設入所児童数(受託除く委託含む))〉

	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
保育 サポ ート	新規申込数	108	102	86	105	122
	新規入所数	89	74	69	77	95
	継続数	101	120	124	117	117
	総入所数	190	194	193	194	212
総入所児童数		3, 166	3, 275	3, 295	3, 328	3, 494

〈年齢別入所数(下段は保育施設入所児童数(受託除く委託含む))〉

		3歳	4歳	5歳	合計
公立	s	14 ( 15 )	17 ( 14 )	19 ( 17 )	50 ( 46 )
	総	168(167)	188(196)	224(216)	580(579)
私立	s	56 ( 43 )	53 ( 51 )	53 ( 54 )	162 ( 148 )
	総	989(934)	1, 009(869)	916(900)	2, 914(2, 703)
合計	s	70 ( 58 )	70 ( 65 )	72 ( 71 )	212 ( 194 )
	総	1, 157(1, 101)	1, 197(1, 065)	1, 140(1, 116)	3, 494(3, 282)

※( )内の数値は、令和元年度



# 令和元年度 教育センター 相談件数等一覧

## <教育相談>

- ・一般教育相談…不登校、いじめなど、子どもの生活全般にわたる相談
- ・特別な教育的支援が必要な子どもの教育相談…家庭での養育、学校園での支援などの相談
- ・子育て支援…生活、学習など子育てに関する相談

### \*教育相談実施状況

相談種別	件数
① 性格・行動に関するもの	62
② 不登校に関するもの	106
③ 身体上の問題に関するもの	0
④ 発達や学業に関するもの	299
⑤ 進路に関するもの	205
⑥ 心理検査等	3
⑦ 言語に関するもの	9
⑧ その他	10
合計	694

### \*対象別件数

	所属	件数
幼児	保育所	19
	幼稚園	22
	認定こども園	105
	施設 在宅	22 1
児童生徒	小学校	392
	中学校	124
	支援学校	5
高等学校		2
その他		2
合計		694

### \*「②不登校に関するもの」の校種別件数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	合計
件数	0	42	62	1	1	106

### \*「⑤進路に関するもの」のうち、就園就学相談件数の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
就園	28	27	23	21	11	21	6	2
就学	140	111	140	144	173	176	190	185
(小学校)	109	85	109	111	145	146	151	158
(中学校)	31	26	31	33	28	30	39	27
合計	168	138	163	165	184	197	196	187

### \*面接場所

面接場所	センター	青少年センター	学校	幼稚園	保育所(園)	認定こども園	家庭	医療機関	専門機関	その他	合計
相談述べ回数	5963	80	1263	8	25	70	0	58	38	5	7510

### \*電話による教育相談年度別受信件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	79	69	72	71	60	70	62	43

## <さわやかルーム>

- ・心理的または情緒的な原因等によって、登校の意思があるにもかかわらず、登校できない児童生徒に対し、学校復帰を前提として、教育相談、学習支援や集団生活への適応指導を行っている。

### \*入級児童生徒数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
児童数	0	2	1	1	0	0	1	0
生徒数	11	9	14	10	10	12	8	9
合計	11	11	15	11	10	12	9	9
再登校数	10	10	13	9	8	9	7	8

## <各種電話相談>

### \*青少年相談(進路相談を含む)年度別受信件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	150	147	121	44	36	33	29	15

令和元年度 障がい児保育実施状況

<p>1. 障がい児巡回指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：加配保育士が配置されている障がい児</li> <li>・講師及び巡回指導数・・・年間1回</li> </ul> <p>公立園</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">大阪府立大学</td> <td style="width: 20%;">名誉教授</td> <td style="width: 20%;">安藤 忠 氏</td> <td style="width: 20%;">(2回)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立生野聴覚支援学校</td> <td>言語聴覚士</td> <td>河内 清美 氏</td> <td>(5回)</td> </tr> </table> <p>私立園</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">大阪府立大学</td> <td style="width: 20%;">名誉教授</td> <td style="width: 20%;">安藤 忠 氏</td> <td style="width: 20%;">(9回)</td> </tr> <tr> <td>武庫川女子大学</td> <td>准教授</td> <td>鶴 宏史 氏</td> <td>(4回)</td> </tr> <tr> <td>桃山学院大学</td> <td>教授</td> <td>安原 佳子 氏</td> <td>(8回)</td> </tr> <tr> <td>神戸常盤大学</td> <td>准教授</td> <td>松尾 寛子 氏</td> <td>(10回)</td> </tr> </table>	大阪府立大学	名誉教授	安藤 忠 氏	(2回)	大阪府立生野聴覚支援学校	言語聴覚士	河内 清美 氏	(5回)	大阪府立大学	名誉教授	安藤 忠 氏	(9回)	武庫川女子大学	准教授	鶴 宏史 氏	(4回)	桃山学院大学	教授	安原 佳子 氏	(8回)	神戸常盤大学	准教授	松尾 寛子 氏	(10回)
大阪府立大学	名誉教授	安藤 忠 氏	(2回)																						
大阪府立生野聴覚支援学校	言語聴覚士	河内 清美 氏	(5回)																						
大阪府立大学	名誉教授	安藤 忠 氏	(9回)																						
武庫川女子大学	准教授	鶴 宏史 氏	(4回)																						
桃山学院大学	教授	安原 佳子 氏	(8回)																						
神戸常盤大学	准教授	松尾 寛子 氏	(10回)																						
<p>2. 特別支援保育ゼミ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバー 教育センター1名 こども施設課2名 子育て支援課2名 副園長1名 公立こども園特別支援教育コーディネーター5名 看護師3名 保育教諭8名 (各公立こども園・保育所・医療型児童 発達支援センター) 作業療法士1名</li> <li>・開催回数 年間 (全体会3回 巡回指導7回 施設見学5回)</li> <li>・内容 全体会 (活動計画 巡回指導報告 グループワーク等) 巡回指導 自園以外で2回、巡回指導を見学し、支援方法などを 学ぶ 施設見学 八尾市立医療型児童発達支援センター いちよう</li> </ul>																								
<p>3. 障がい児保育研修</p>	<p>①「保育の中で一人ひとりを支えるために」 教育センター職員による研修</p> <p>②「こどものできない・ぎこちないの捉え方について」 「乳幼児の言葉の発達について」 医療型児童発達支援センター職員による研修 (作業療法士・言語聴覚士)</p> <p>③コミュニケーション力の育成を目標とした、個に応じたねらいや目標の 立て方について 大阪府立生野聴覚支援学校 言語聴覚士 河内 清美 氏</p> <p>④子どもの偏食の捉え方や対応について 大阪府立大学大学院 准教授 立山 清美 氏</p> <p>※④については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>																								

(仮称)  
八尾市こども総合支援センター  
基本構想

令和3年(2021年)2月

八尾市

## 目次

### 第1章 基本構想の策定にあたって

1. 基本構想策定の趣旨
2. 八尾市の子ども・子育て支援の現状
3. 八尾市の子ども・子育て支援の課題と対応

### 第2章 (仮称)八尾市こども総合支援センターの基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本的な視点
3. (仮称)八尾市こども総合支援センターに必要な機能
4. 職員体制
5. 施設の概要
6. 施設整備スケジュール

### <用語集>

## 第1章 基本構想の策定にあたって

### 1. 基本構想策定の趣旨

本市では、成長戦略のひとつに「次世代を担う子どもたちが大切にされるまち」を掲げ、未来の八尾を支える子どもたちの健やかな育ちを支えるための施策を積極的に進めています。

現在、本市における子ども・子育てに関する支援は、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」や保健センター、教育センターをはじめ、保健・福祉、子育て、教育等複数の窓口や部署において、それぞれの専門性を発揮しながら、子育て家庭の状況に応じたサービスや相談支援を行っています。

しかしながら、増加する保育ニーズ、児童虐待、いじめ、不登校など、今後取り組むべき課題は多くあり、「相談できる場所が分からない。相談できる相手が少ない」などさまざまな理由で、子育てに不安や孤独を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする、八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）では、市民が利用しやすい包括的な相談体制の充実を重点課題のひとつとし、多様な子育てニーズに応えるためにさまざまな支援を切れ目なく提供し、子どもの育ちを総合的に支援する拠点の整備を進めることとしています。

本基本構想は、一人ひとりに光が当たる切れ目のない支援の実現に向け、子育ての不安や悩みの一元的な相談窓口の機能を備えた「(仮称)八尾市こども総合支援センター」の八尾市生涯学習センター学習プラザ内での整備に向け、基本理念や施設の機能などを定めるために策定するものです。

## 2. 八尾市の子ども・子育て支援の現状

### (1) 現状

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が複雑・多様化しており、子どもや子育てに関する相談内容も多岐にわたり、かつ複雑化しています。

そのような中、八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）に基づき、相談体制の充実をはじめ児童虐待防止対策の充実やいじめ・不登校等への対応などさまざまな子ども・子育て支援施策を進めています。

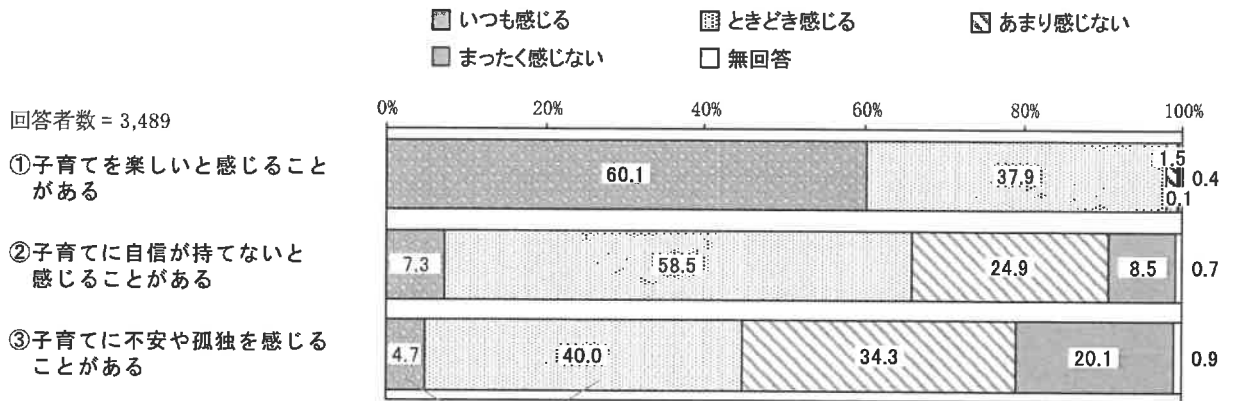
相談体制については、主に0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、子どもと子育て全般に関すること、とりわけ、児童虐待に関する相談は、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」が、小学校・中学校・義務教育学校（前期課程・後期課程）（以下、「小学校・中学校」という。）への就学相談や就学後のいじめ、不登校、学習面についてなど、子どもの生活全般にわたる相談は、教育センターが中心に行っています。

また、「子育て世代包括支援センター\*」の機能を持つ保健センターでは母子保健事業（妊娠届・母子手帳の交付、妊産婦・乳幼児訪問指導、妊産婦・乳幼児健康診査等）を通じて、妊娠・出産・子育ての相談に対応しています。さらに、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」などとの連携を図りながら、支援やフォローを要する親や子どもを早い段階で把握し、保護者に対して専門的な助言や指導を行うなど、継続的な支援を行っています。

一方、地域の身近な相談場所として、市内に点在する人権コミュニティセンター・地域子育て支援センター・つどいの広場をはじめ、認定こども園・保育所・幼稚園など、さまざまな場所で、親子教室などの取り組みを通じて、保護者が、日頃疑問に感じることや子育てに関する悩みごとの相談を行っています。なお、概ね40歳までの若者とその家族を対象に若者相談支援事業を実施しています。

※「\*」印をつけている用語の説明は、18ページの〈用語集〉に記載。

●約半数の保護者が子育てに不安や孤独を感じることもあると回答。主な理由は、相談できる相手がいない。(平成 30 年度 (2018 年度) 子育て支援に関するアンケート調査結果)



約半数の保護者が子育てに不安や孤独を感じることもある

●不登校の子どもが増加している。

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
小学校 不登校児童数 (千人率)	58 人 (4.3)	72 人 (5.4)	76 人 (5.8)
中学校 不登校生徒数 (千人率)	153 人 (22.6)	188 人 (28.8)	228 人 (36.8)
小学校・中学校合計 (千人率)	211 人 (10.3)	260 人 (13.1)	304 人 (15.8)

●児童虐待の通告件数、児童家庭相談件数が増加の傾向。

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
児童虐待通告	通告件数 (みらい及び 東大阪子ども 家庭センター)	469 件 (内訳 みらい 197 件、 子家セン 272 件)	525 件 (内訳 みらい 160 件、 子家セン 365 件)	637 件 (内訳 みらい 183 件、 子家セン 454 件)
	児童家庭相談	1,088 件 (10,866 件)	1,081 件 (9,212 件)	1,185 件 (9,683 件)

●教育相談も増加の傾向。

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
相談件数	689 件	672 件	694 件
延べ相談件数	6,877 件	6,794 件	7,510 件

## (2) 施設利用者アンケート結果

平成28年(2016年)に実施した子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」における施設利用者アンケートによると、本施設は、社会福祉会館内に設置されていますが、親子の交流スペースなど子ども・子育てに特化した施設として整備を求める意見があります。

また、待合室や相談室の少なさなど、設備面で利用者のニーズに応えきれない現状もあります。

## 3. 八尾市の子ども・子育て支援の課題と対応

子ども・子育て支援についての課題は、増加する保育ニーズ、児童虐待の顕在化、いじめ・不登校、また経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若者のひきこもりなど、さまざまな課題がありますが、包括的な相談窓口の設置に向けた主な課題は、下記の3つになります。

### (1) 子育て関連の相談窓口について

子ども・子育ての各種相談施策を多くの窓口と各関係機関の連携により推進しているところですが、子育てに不安や孤独を感じる保護者の割合が高く、「どこに相談すればよいのかわからない」という声も多くあります。

そのために、現在行っている相談窓口の周知を図るとともに、どこに相談して良いのかわからないという場合も含め、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談でき、できる限り一元的に対応できる総合的な相談窓口の設置が求められています。

### (2) 子どもの発達相談について

発達相談については、現在、相談窓口が年齢や制度によって、保健センター、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、教育センターなど複数の場所に分かれており、市民にとって相談先が分かりにくくなっている



ため、関係機関の連携を強化し一元的な相談窓口の設置が必要です。

さらに、一人ひとりの児童を支援する計画が立てられ、関係機関で引き継がれながら、継続的かつ一貫的な子どもや保護者の気持ちに寄り添った伴走型の支援が求められています。

また、児童の発達状況により、特別な配慮や支援を必要とするかどうか判断の難しい児童（いわゆる「発達に心配のある子ども」）の相談を受け止めるわかりやすい相談窓口の設置が求められています。

### **(3) 児童虐待やいじめ、不登校問題の増加**

児童虐待やいじめ、不登校など困難に直面している子どもが依然として多くいます。児童虐待と不登校については、その背景の要因として子ども自身あるいは家庭が直面しているさまざまな問題が複合的に絡んでいることがあり、多種の専門職による支援体制を整備する必要があります。

## 第2章 (仮称) 八尾市こども総合支援センターの基本的な考え方

第1章の課題への対応を進めるために、子ども・子育ての総合的な支援拠点となる(仮称)八尾市こども総合支援センターを、以下の考え方のもと、整備を進めます。

### 1. 基本理念

#### 一人ひとりに光が当たる切れ目のない支援の実現

子育てへの不安、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの発達など、家庭によってさまざまな課題をもつ子どもや保護者等に対して、誰一人とり残さないように、子どもの権利条約で定められている子どもの最善の利益を考え、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援を推進します。

### 2. 基本的な視点

#### (1) 切れ目のない総合的な支援体制の整備

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援及びサービス機関や医療機関など適切な支援機関への「つなぎ」を図るため、保健・福祉・子育て・教育分野の専門職の配置・連携による総合的な支援体制や情報の共有化を図ります。

#### (2) 家族が抱える課題を丸ごと受け止める相談体制の整備

児童虐待、いじめ、不登校、子どもの発達に関する相談など、子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな課題に幅広く対応するため、市民にとってわかりやすく安心して相談できる総合的な相談窓口を整備します。

例えば、子どものことで相談があり、相談を進めていくなかで、生活困窮や高齢者介護などの課題がある場合には、必要に応じて庁内の関係課などと

連携しながら支援します。

### (3) 予防的な支援のさらなる強化

児童虐待などを未然に防ぐための予防的な措置は、専門職による虐待リスクのある家庭へのアプローチや市民への啓発など、今までも積極的に行ってきたところですが、今後も一層取り組みを強化する必要があります。そのためにも、多職種の専門職が協力しながら支援のさらなる強化に努めます。

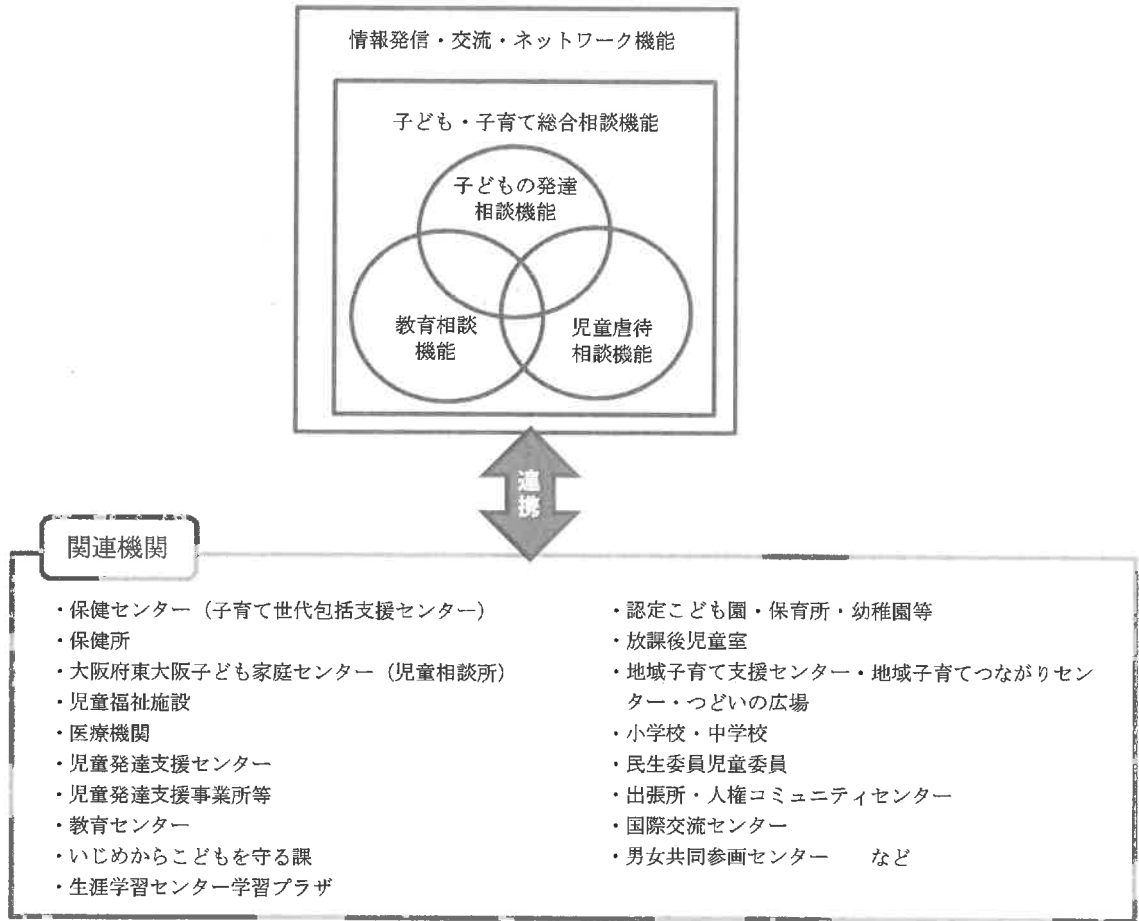
## 3. (仮称) 八尾市子ども総合支援センターに必要な機能

子ども・子育ての総合的な支援拠点として、現在ある地域の身近な相談窓口(9ページの<包括的な相談体制のイメージ>を参照)をはじめ、さまざまな関係機関と連携して子ども・子育て支援の課題に対応するために、情報発信・交流・ネットワーク機能、子ども・子育て総合相談機能、子どもの発達相談機能、児童虐待相談機能、教育相談機能を備えた総合的な相談窓口が必要になります(次ページの<5つの機能と関連機関のイメージ>を参照)。

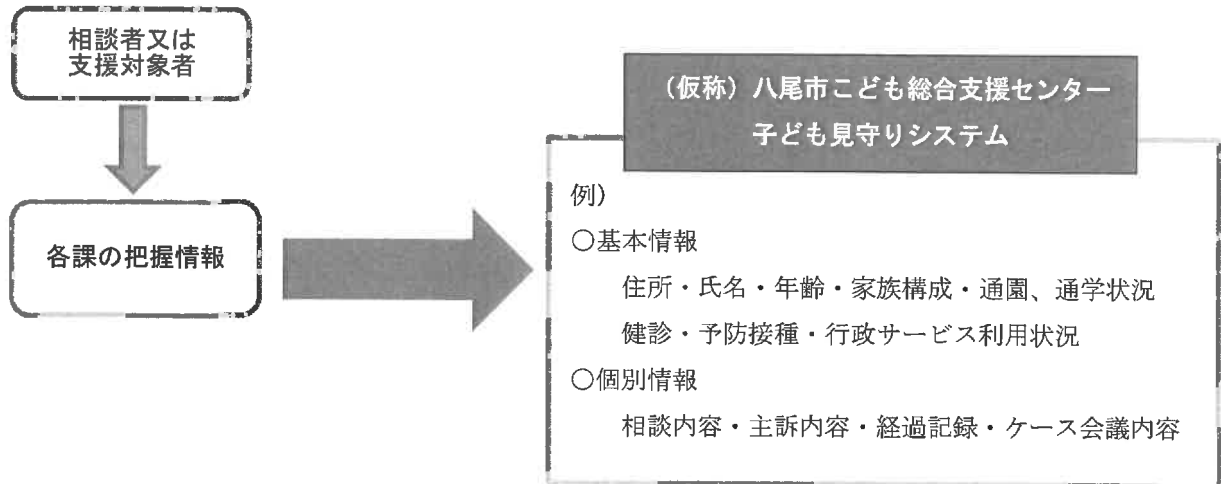
また、これまでは、子どもの支援に関する情報や子どもの家庭に関する情報は、行政機関内のさまざまな部署や各学校などに散在していました。しかし、子どもたち一人ひとりを大人になるまで切れ目なく見守り続けるためには、支援に必要な情報を共有し、関係機関が適切に把握する仕組みが必要となるため、個人情報の保護や情報セキュリティに十分配慮した上で、システムの導入などの手法により情報共有を図ります(次ページの<情報共有化のイメージ>を参照)。

※今後、新型コロナウイルス感染症等の状況も踏まえ、新しいライフスタイルも意識して必要な機能の検討を進めます。

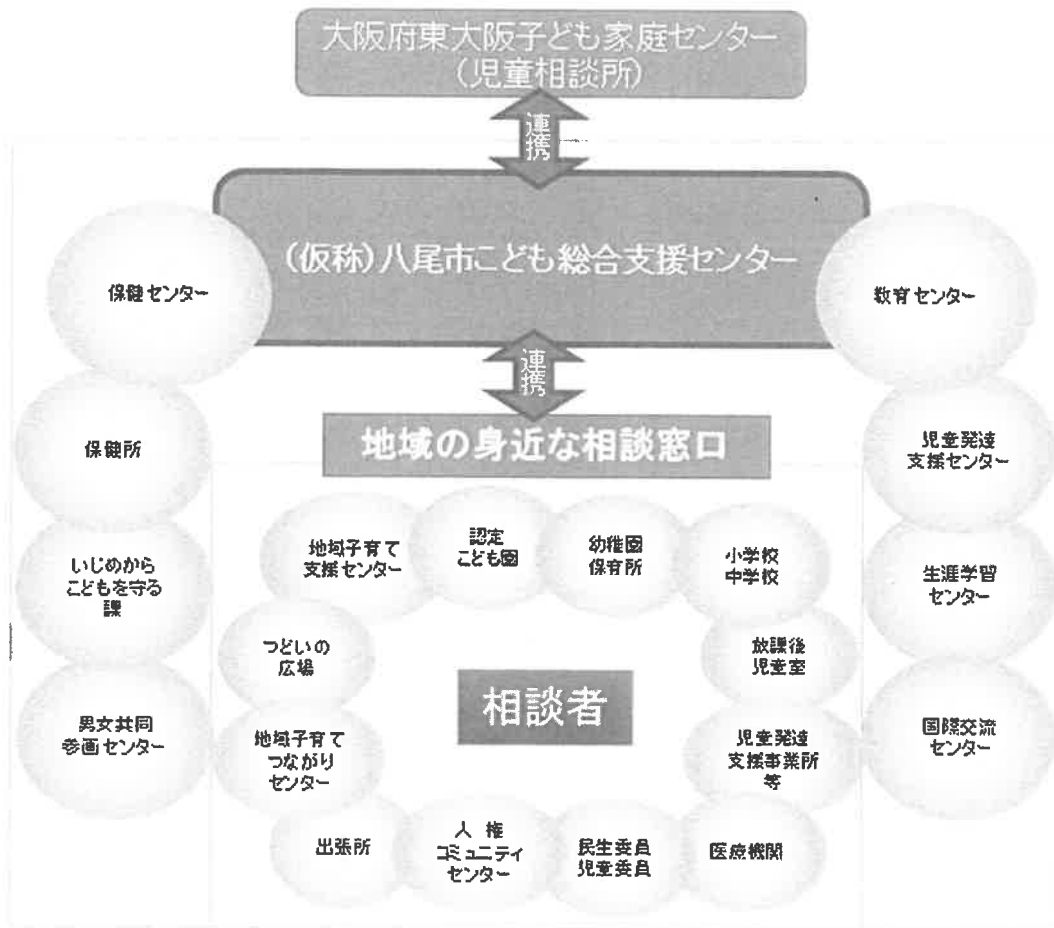
<5つの機能と関連機関のイメージ>



<情報共有化のイメージ>



<包括的な相談体制のイメージ>

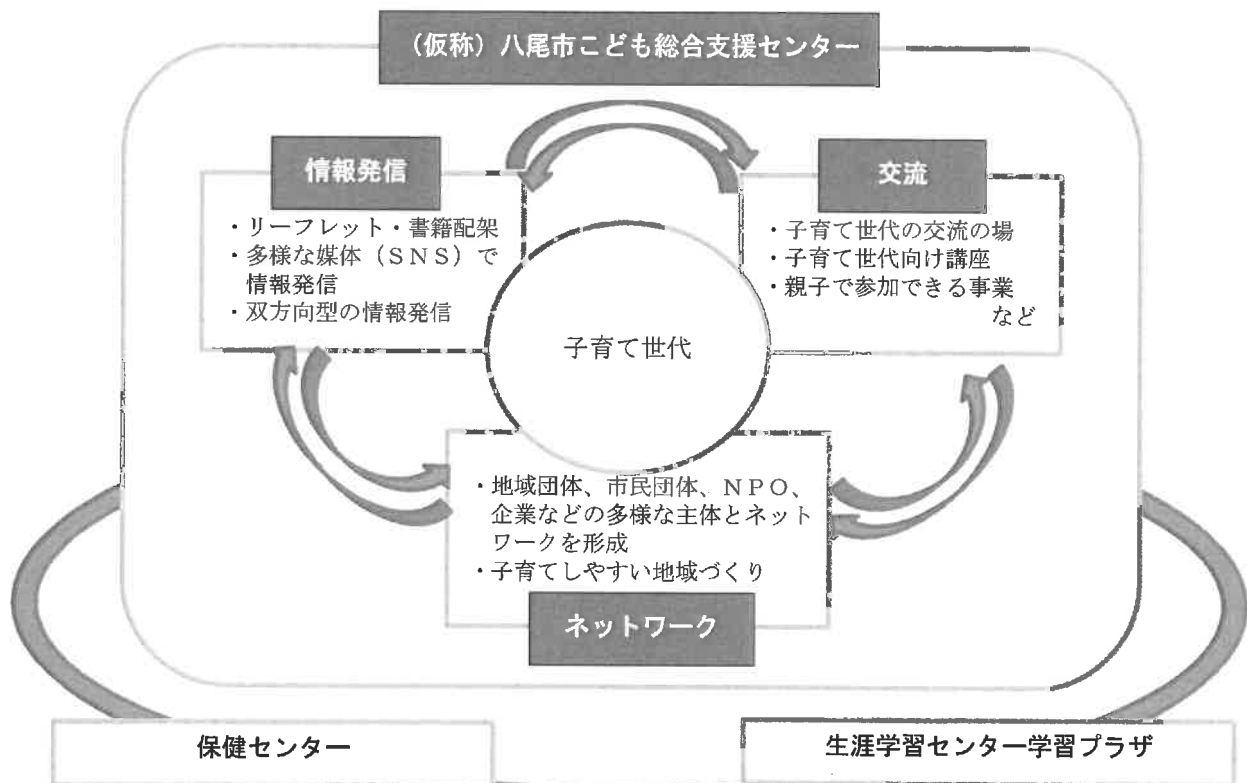


※主な相談機関を記載

## (1) 情報発信・交流・ネットワーク機能

- 子育てしているすべての保護者が普段から気軽に集い、交流・利用できるよう親子の交流スペース（プレイコーナーなど）の設置や、子育て世代が参加しやすい雰囲気づくりと講座・事業を実施し、気軽な相談につなげます。
- 子育て世代がさまざまな情報を得ることができる子育て情報発信の拠点とし、多様な媒体により双方向型も視野に入れ、発信機能の充実を図ります。
- 地域団体、市民活動団体、NPO、企業など、子育てに関する多様な主体によるネットワーク形成を図り、子育てしやすい地域づくりを進めます。
- 情報発信・交流・ネットワーク機能を効果的に発揮するために、生涯学習センター施設における（仮称）八尾市こども総合支援センター、保健センター、生涯学習センター学習プラザの三者が相互に連携することにより、各々の強みを生かしながら相乗効果を生み出し、サービスの向上を図ります。

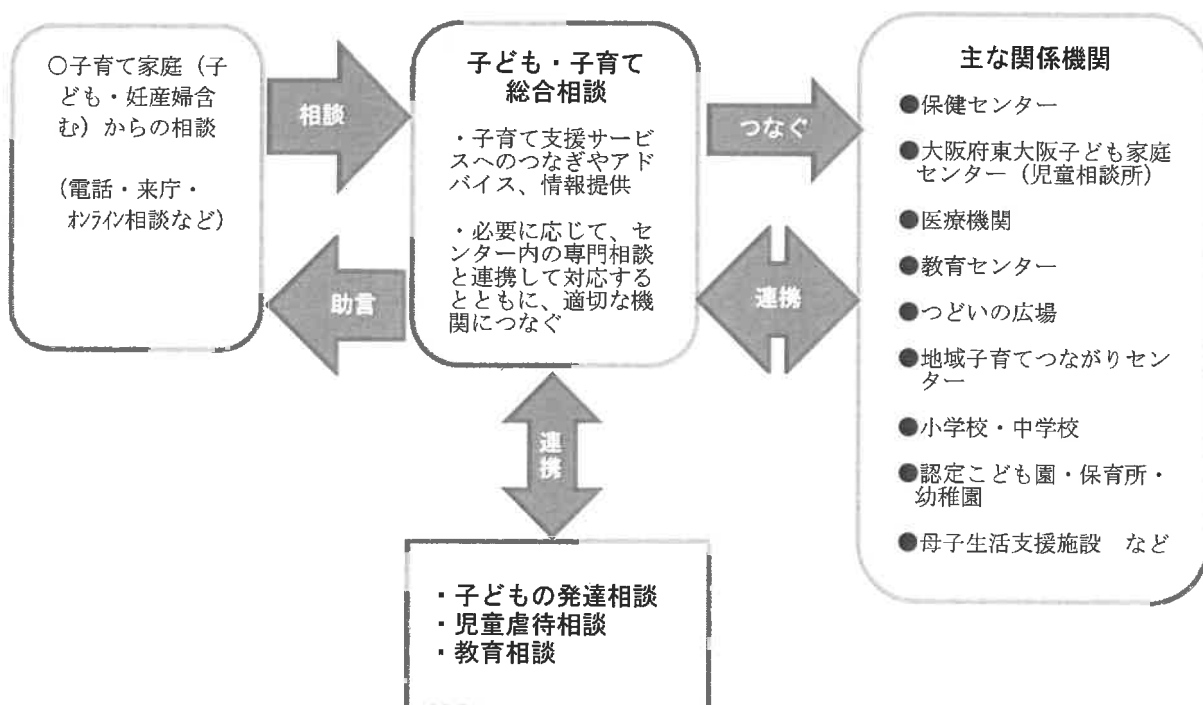
### <情報発信・交流・ネットワーク機能のイメージ>



## (2) 子ども・子育て総合相談機能

- 多種多様な課題や悩みを抱える子ども自身や子育て家庭の最初の相談窓口となり、子育てに関する不安感・孤独感・負担感の軽減に努めます。
- 身近な子育て相談も含め、何らかの課題を抱えた子ども自身や子育て家庭を対象とした総合相談窓口とし、幅広い相談に対し適切な子育て支援サービスへのつなぎやアドバイス、情報提供を行います。
- より専門的な相談や支援が必要な場合は、センター内の専門職員や他の関係機関等につなぎ、支援に結びつけます。

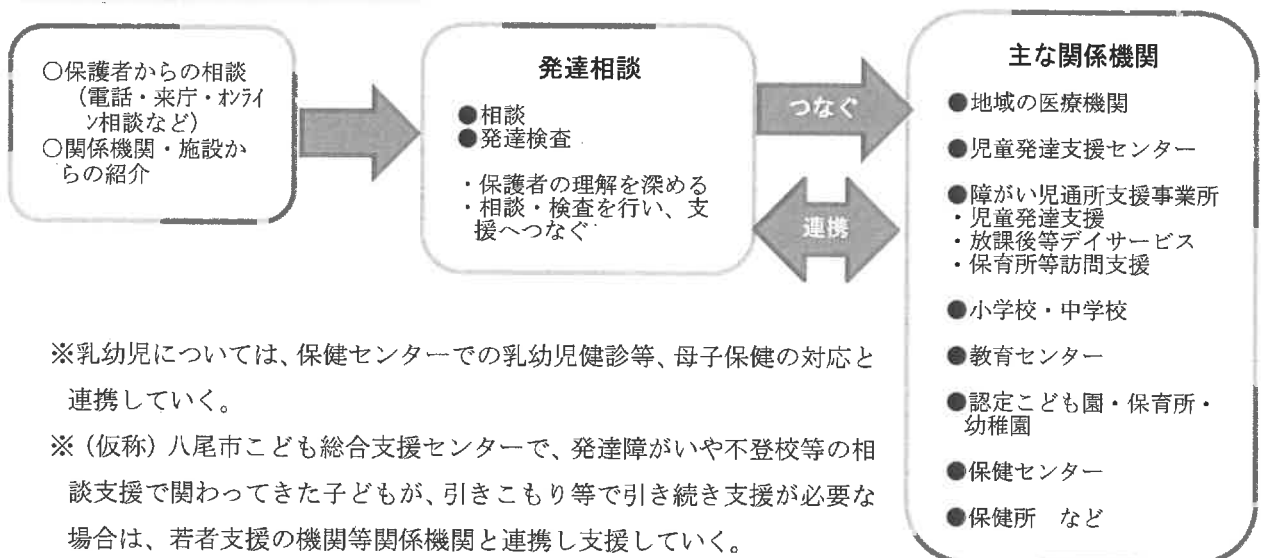
### <子ども・子育て総合相談のイメージ>



### (3) 子どもの発達相談機能

- 保健センター、教育センターなどとの連携強化を図り、発達に心配のある子どもの相談や、必要なサービスへのつなぎなどを行い、関係機関の連携のもとおおむね18歳までの子どもを、一人ひとり支援する計画を立て、一貫性を持ったケアマネジメントができるよう、継続して支援するとともに保護者も含めて包括的に支援する体制の構築を図ります。
- 発達や行動に関するさまざまな相談に、保健師、心理士、保育士などの専門職がチームアプローチにより対応し、必要に応じて発達検査の実施や診察、社会資源などの支援につなぎます。また、関係機関との緊密連携により社会資源開発にも努めます（(例)ペアレントプログラム\*など）。
- 子どもの発達等に関する情報を、適切に引き継ぎが行えるよう、また、発達障がいや発達に心配のある子どもに早期から適切な支援が行えるように医療機関を含め関係機関との連携を図ります。
- 障がい児施策及び児童発達支援センターとも連携強化を図り、障がいのあ  
るなしにかかわらず、すべての子どもを対象とします。

#### <発達相談支援のイメージ>



※乳幼児については、保健センターでの乳幼児健診等、母子保健の対応と連携していく。

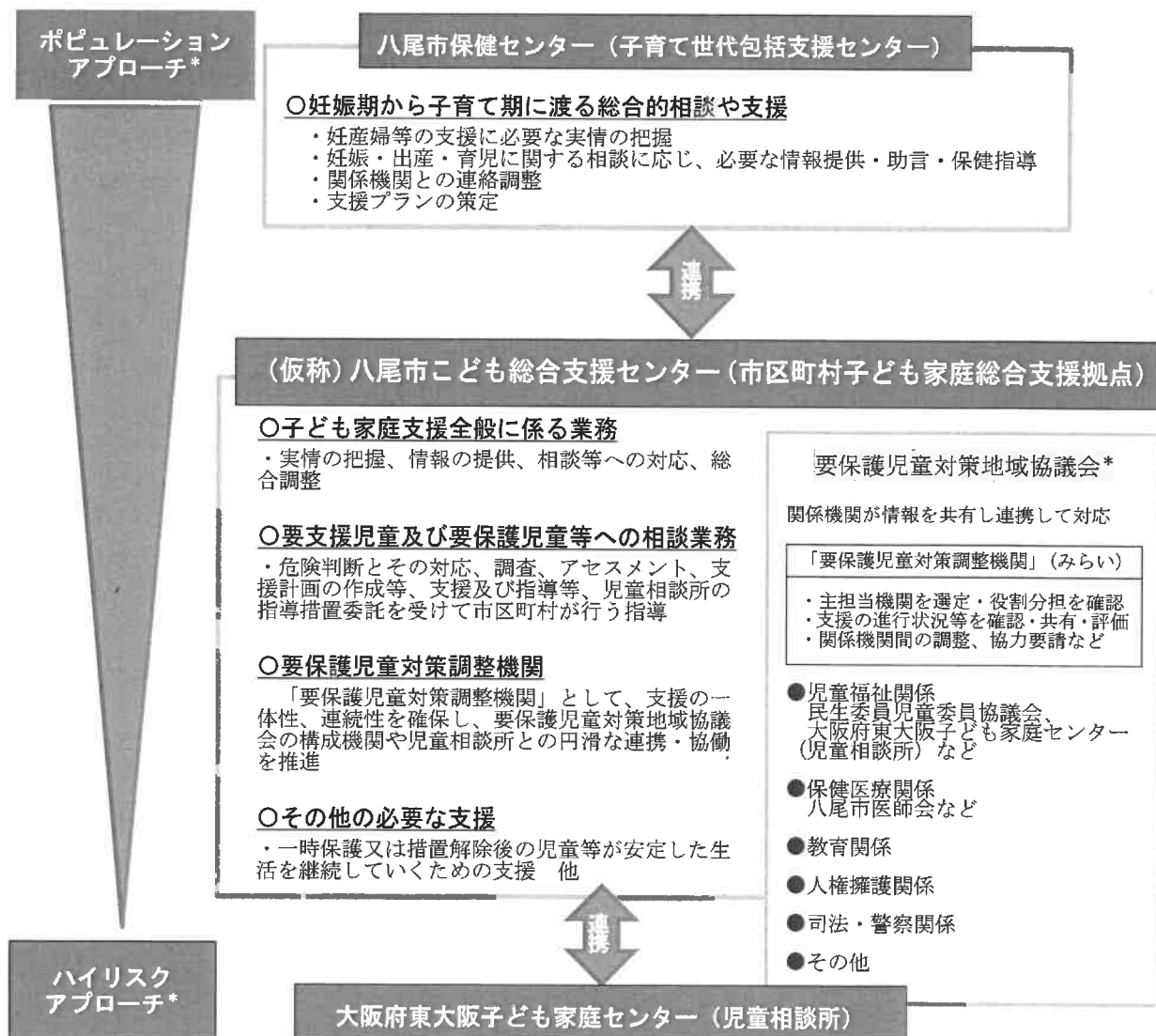
※（仮称）八尾市こども総合支援センターで、発達障がいや不登校等の相談支援で関わってきた子どもが、引きこもり等で引き続き支援が必要な場合は、若者支援の機関等関係機関と連携し支援していく。



#### (4) 児童虐待相談機能

- 虐待の未然防止や早期発見の観点から、関係機関への研修の充実を図るとともに、保健センターなどの関係機関が把握する情報を共有し、早期に虐待のリスクを把握し、支援を開始する体制を整備します。
- ケースワーカーが、センター内の他の専門職員や関係機関とのコーディネーター役として、調整を行い、適切な支援に結びつけます。また、子育て情報の提供や講座の実施など保護者支援の充実を図ります。
- 母子保健事業との連携を強化し、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点\*の機能の一体的な実施を目指します。

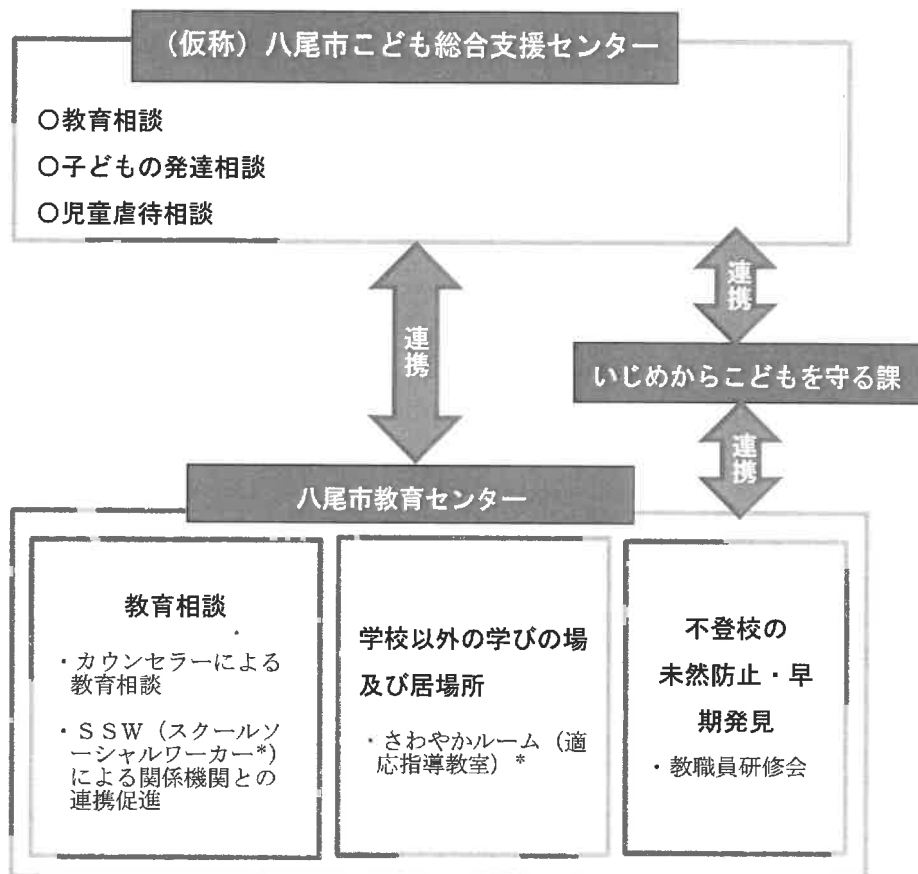
#### <児童虐待相談支援における連携のイメージ>



### (5) 教育相談機能

- 学校教育経験者を配置し、子どもの教育上のさまざまな課題や悩み（いじめ、不登校、学習面など）への相談を行います。
- 必要に応じて、教育センターでの支援につなぐなど子どもの状況に応じた支援を実施します。

#### <教育相談のイメージ>



※教育相談機能については、教育センター等との連携を基本として対応する。

## 4. 職員体制

保健・福祉・子育て・教育その他の関連分野が連携し、総合的かつ切れ目のない支援を行うことができるよう、それぞれの分野から保健師、心理士、保育士、社会福祉士、学校教育経験者などの専門職を集約し配置します。職員数は、初期の段階では、概ね40名程度を想定しています。

困難を抱える子どもや、子育て家庭が抱える課題に包括的に対応できるよう、さまざまな専門職がそれぞれの役割を果たし、子どもの発達段階や心身の状況に応じた支援が行える体制の整備を図ります。

※子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の職員は合計21名。専門職は、保健師2名、心理士8名、保育士1名、社会福祉士4名、看護師1名。  
(令和2年(2020年)4月現在)。

## 5. 施設の概要

### (1) 想定される必要諸室

子育て世代が気軽に集い交流できる、また、相談者が安心して過ごせるなど、5つの機能を実施するために必要となる諸室構成については、現時点において、下記のとおり想定しています。

なお、諸室構成や諸室面積等においては、今後詳細を検討することから、想定内容が変更となる場合があります。

No.	(1) 室名	(2) 機能説明	(3) 想定面積 (㎡)
①	執務室 (資料室含む)	事務所機能	155㎡
②	相談室	子育て相談機能	130㎡
③	発達検査室	発達相談機能	45㎡
④	授乳室		15㎡
⑤	発達教室プレイルーム (大)	学習・相談支援機能	95㎡
⑥	発達教室プレイルーム (小)	学習・相談支援機能	40㎡
⑦	会議室	児童虐待相談機能	50㎡
⑧	交流スペース (プレイコーナー)	交流機能	70㎡
⑨	待合スペース	待合・受付機能	30㎡
⑩	倉庫	保管機能	20㎡
⑪	講座室 (共用)	学習機能	140㎡
⑫	更衣室		20㎡
合計			810㎡

## (2) 設置場所

八尾市旭ヶ丘5-85-16 生涯学習センター学習プラザ内(1階、4階)

1階 総合案内受付、執務室、親子交流スペース、会議室 など

4階 相談室、発達教室プレイルーム、授乳室 など

## (3) 開館日及び開館時間

月曜日から土曜日 午前9時から午後5時15分まで

(休業日：日、祝日、年末年始)

※子ども・子育てに関する相談業務を土曜日にも実施。

## 6. 施設整備スケジュール

令和2年度(2020年度)	基本構想策定
令和3年度(2021年度)	設計業務 改修工事
令和4年度(2022年度)	改修工事・備品購入 開館

※今後の状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

## <用語集>

本文中に「\*」印をつけている用語の説明です。

### 【P 2】

#### 子育て世代包括支援センター

妊娠期・出産直後・子育て期までの各ステージのさまざまなニーズに対して、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、総合的相談支援を提供するとともに、関係機関のコーディネートの役割を果たす包括的な支援拠点のことです。

### 【P 1 2】

#### ペアレントプログラム

保護者が子どもの行動を肯定的に捉える視点を身につけることを学ぶためのプログラムのことです。

### 【P 1 3】

#### 子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもと家庭及び妊産婦等の課題に対し、支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応を行う拠点のことです。

#### ポピュレーション・アプローチ

集団全体へアプローチを行うことで、全体としてリスクの軽減を図ることで

す。

#### ハイリスク・アプローチ

集団の中から、より高いリスクをもっている人に対して働きかけることです。

#### 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているなど保護が必要な子どもと、その保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、児童福祉法に基づき設置する機関です。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察、司法の各団体に構成されています。

## 【P 1 4】

### スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、子どもたちが抱える課題について、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校からの要請により派遣されます。

### さわやかルーム（適応指導教室）

学校へ行こうと思っても、学校に行くことができない状態にある、八尾市立の小・中学校に通う児童・生徒に、安心できる空間を提供し、様々な活動を通じて、成長を育み、学校復帰を支援するところです。

(仮称) 八尾市子ども総合支援センター基本構想

令和3年(2021年)2月発行

発行者 八尾市子ども未来部子ども政策課

(令和3年4月1日からの名称 八尾市子ども若者部子ども若者政策課)

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL : (072) 991-3881 (代表)

八尾市ホームページ : <https://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号 R2-231